

## 第 62 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 平成 26 年 5 月 26 日 (金) 16 時 00 分～18 時 00 分
2. 場 所 本庁舎 1 号館 12 階 1121 会議室
3. 出席者
  - (1) 審議会委員 (敬称略・五十音順)  
荒川雅行、北川学、北村新三、坂口晃司、竹内由美、千木良悦子、西村裕三、服部孝司、藤浪芳子
  - (2) 実施機関の職員  
保健福祉局総務部計画調整課長  
こども家庭局子育て支援部振興課長  
保健福祉局総務部保護課長  
教育委員会事務局総務部長  
市民参画推進局参画推進部市民情報サービス担当課長 ほか
  - (3) 事務局の職員  
市民参画推進局参画推進部長、市民情報サービス担当部長、市民情報サービス担当課長、企画調整局情報化推進部 ICT 計画推進担当課長 ほか
  - (4) 傍聴者  
なし
4. 議 題
  - (1) 審 議
    - ① 災害時要援護者への同意確認のための要援護者情報の利用及び利用対象者リストの作成について
    - ② 子ども・子育て支援新制度実施に伴う福祉情報システムの改修について
    - ③ 高等学校就学支援金事務に係る電子計算機処理について
    - ④ 番号法に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検を神戸市個人情報保護審議会の所掌事務へ追加することについて
5. 議事要旨
  - (1) 審 議
    - ① 災害時要援護者への同意確認のための要援護者情報の利用及び利用対象者リストの作成について  
保健福祉局総務部計画調整課から、災害時要援護者への同意確認のための要援護者情報の利用及び利用対象者リストの作成について、条例第 9 条 (利用及び提供の制限) 及び条例第 11 条 (新たな電子計算機処理の制限) に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委 員 ただいまの説明について、ご質問等がございましたらお願いします。

- 委員 どれくらいの頻度でリストの要請があるのですか。
- 計画調整課 昨年4月から条例が施行されて今現在で28地区となっております。条例施行以前から活動をしている地区がありましたが今年度に入ってから何地区か要請がありました。条例も施行されておりますのでそのペースも早くなっているのではないかと考えております。小学校区単位で動くことを想定しておりましたが、最近ではマンションの管理組合単位といった小学校区より小さな単位で申請をするようなところも出ておりますので、これからかなり増えていくのではないかと考えております。これについては地域の取り組みが大事なところですので、特に目標を設定して今年度末まで50地区とか具体的な想定はしておりません。ただペースも今年度以降、早まっていくのではないかと考えております。
- 委員 保有する必要がなくなったデータは直ちに消去し、とありますがどの時点での判断になりますか。いつ保有する必要がなくなったと判断されるのですか。
- 計画調整課 例えば年2回更新するようなリストがありますので、新しいリストが出た場合などに古いデータとなります。最新のもの1つだけ持つ必要がありますので、その前の分については速やかに消去して廃棄するということが想定されます。
- 委員 USBを復元できないようにするということですが、サーバの方も当然そうですね。サーバにはデータが積み上げられているわけですね、それはどうなるのですか。それも当然更新されていくということですね。
- 計画調整課 上書き更新となりますので、最新で持っていますサーバのデータというのが、常に新しい状態であるということです。
- 委員 支援団体からの要望で情報提供するということですが、支援団体というのは多様なものがありますので、どんな情報提供が要請されるのか分からないのですが、条例上の要支援者以外にどういう人を要支援者とするのか地域団体によって違うということですね。地域団体から条例上の要支援者以外の方の情報提供の要望がでることがあるということですね。ほとんどがセンシティブ情報ですが支援団体から要望があれば提供するわけですか。必要性とかはどう判断するのですか。

- 計画調整課 基本は地域から要請があれば提供していきたいと思います。ただ、センシティブ情報であるということを丁寧にご説明させていただきます。今28地区とすでに取り組んでおられる地域数を申し上げましたが、28地区の方に、今、提供している情報以外に、必要な情報をくださいといったところは実はないのです。今後そういったところが出てくる可能性があるということで諮問させていただいております。今取り組んでいただいているところでも、こういった情報がセンシティブ情報であって、できる限り最小限にしておきたいと思っておられるところが今はかなり多い状況ではないかなと思っております。提供にあたっては、当然、本人の同意確認をした上で提供するのが前提です。
- 委員 地域団体から要望があればすぐ提供するという姿勢ですよね。そういうときにセンシティブ情報ばかりなので、いくら要望があっても、本当に必要な情報であるのかどうかというチェックはしないのですか。
- 計画調整課 地域での取り組みの状況に応じて、要援護者台帳という形でお渡しをさせていただきます。その中で同意確認ということで、同意・不同意の確認をさせていただいた上で、同意のあった方の情報を提供させていただきます。条例上みなし同意の規定がありますので、返事のなかった方については、できるだけ本人の意思を確認して、提供させていただくということになります。同意確認のやり取りの中で、必要な情報ということでふるいをかけたうえで提供させていただきます。
- 委員 趣旨のところの、条例が設ける「その他規定」である条例第2条第1号サに関して想定しうる項目というのは具体的にどういうことですか。
- 計画調整課 資料1別図の一番下のところに、想定される対象者ということで、外国人や透析患者を挙げております。ある程度、地域のほうで取り組みをされる所と、事前に協議をした中で具体的に希望があった情報が提供できるよう今回諮問させていただいたところ です。
- 委員 条例への規定はどのような形になっていますか。
- 計画調整課 条例の規定で申し上げますと「ア～コまでに掲げる者のほか、特別な配慮及び援護を必要とする者」という規定になっております。
- 委員 一番気になるのが、ほとんどがセンシティブ情報なので、その提供を受

けた地域団体・支援団体における情報管理の問題ですね。それが一番懸念される場所なのですがそれはどのように対応されますか。

- 計画調整課 情報提供する場合でしたら施錠できる場所に資料、ファイルやリスト、台帳を保管するとか、それをだれが管理するとか、協定という形で神戸市と締結させていただいて、その中で適切な管理を行っていただきたいと思っております。ただ、条例上は、罰則等はございませんので、もし、そういったところで情報漏えいとかあった場合の損害賠償請求になりますと一般的な法律が適用されるのではないかと考えております。
- 委員 地域団体のどの範囲の方が、その情報にアクセスできるのかとか、そういうのもかなり細かく指導されているのですか。
- 計画調整課 地域の中で話していく中で、具体的に支援活動を行うのが誰でありますとか、そういったものを把握しながら進めていっておりますので、それはある程度分かると思われます。
- 委員 本人は同意していても、その情報の使われ方によって、漏えいしたというような場合は、本人が精神的な苦痛を受けるということがありうるかと思われますので、その辺の情報管理はしっかりしていただきたいと思います。
- 委員 必要性は非常によく分かるのですが、先ほどのマンションの管理組合とか、そういうところが支援団体になっている場合、その管理組合というのは、意識を持った人たちの集まりというよりは、ほとんどがいやいやながら順番で何年に一回と回ってきて、くじ引きで理事長とか副理事長とか会計とか決まるところがほとんどですよ。そういうところがこういうセンシティブ情報を持つようになったときに、どのくらいきちっとした管理をしてくれるのかとか、中には非常に例外的なんでしょうけれども、そういう情報を悪用するようなケースがないとも限らないという、そこら辺の二面性というのか、ほとんどないとは思いますが。情報がないと逆に近隣の人がそういう人をぱっと救えるというのですかね、いざという時にどこにどういう方がいらっしゃって、すぐに駆けつけて行って助けるとか、なにかしてあげるとか、非常に大事なことだと思うのでよく分かるのですが、逆にそういうことが稀にありえるのではないのかという心配があります。そこら辺はどういう、先ほどおっしゃったように、行政側がそういう団体を見て、向こうからそういう申請がある、

申請があるという段階でかなりそれなりの意識を持っていらっしゃるということなのでしょうけども、やはりある意味での評価をして、こういう団体なら大丈夫であろうとか、いくつかのハードルみたいなものを作ってもらって、しかもしっかりと責任を相手に持ってもらうとやるといふ、担保にするようなものがあれば少し安心できるのですけれども、どのようにお考えになっていらっしゃいますか。

○計画調整課 我々が地域の方に説明していく中で、常々、地域において顔の見える関係づくりをしていただきたいということを申しあげております。実際に災害時にちゃんと動けるようになるには、平常時から皆さんの間で危機意識を持っていただいて、災害が起きた時にどこに逃げるといふことでありますとか、誰を助けに行くといふようなこととか、ある程度把握していくということが災害時に動けることになるのですよ、ということでご説明させていただいております。非常にセンシティブな情報ですが、一方で要援護者支援条例という非常に画期的な条例でもありますので、その制度と条例の趣旨と両方相反する部分が当然あるのですけど、その中では顔の見える関係を作っていただいて信頼関係の中でやっていただきたいということで地域の方には説明等徹底させていただいているところでございます。

○委員 いかにも信用していくかということだと思いますが、ひとつ気になったのが乳幼児枠の中で未就学の児童ということは、DV の関係があったりとかするので、そういった部分で載せないでください、とご本人が言ったとしても、両親が要援護者という形で災害時に出てくる、そういう時期だからいいのかなと反対に思ったりするのですけれども、信用性というところで、身を隠しているにもかかわらず知られてしまうということにならないのかなと心配があります。そういったところはDV のところでもいろいろ引かからないような形でされていると聞いているのでそうならないのかなと思うのですけれども、再度その辺のお考えを聞かせてください。

○計画調整課 情報の管理については当然徹底していますので、そういった事情のある方については、我々の方からこういうリストにお名前を掲載する、情報が載ることについて同意の確認をいたします。そこで不同意という回答をいただきましたら、そこから以後は、情報はもう出ませんので、そのところを徹底したいと思っています。みなし同意の規定があるからといっても、一回問い合わせをして回答がなかったからみなし同意できたも

のだとすぐ提供するのではなく、なんらかの形で、たとえば民生委員さんが一件一件訪問されまして、そういう状況について再度確認するなど、そういったことは徹底していきたいと思っております。

○委員 民生委員の方は特に問題ないと思いますが、個人情報保護の意識のレベルの問題ですよね。支援団体の方すべてが、そういう個人情報保護の観点から、しっかりした意識を持った方ばかりだとは限らないと思われるので。そのような懸念を委員の方もおっしゃっているのだと思いますので、その辺をしっかりと市の方で、個人情報保護に関する意識の面で、地域団体の方にセンシティブ情報に接する機会のある方についてはしっかり指導していただきたいと思っております。地域で助け合うことについては何にも問題はないわけですから。

○計画調整課 市の関与につきまして、当然しっかりしていくということになるわけですが、研修でありますとかそういったものは徹底していきたいと思っております。

○委員 他に何か意見はございませんか。それではこの諮問案件について審議会の意見をまとめたいと思っております。

災害時要援護者への同意確認のための要援護者情報の利用及び利用対象者リストの作成については、災害時における要援護者支援活動を行うために、市が必要な要援護者情報を入手して地域団体に提供する要支援対象者の同意意向に関する情報を電算機処理するということですが、やはり正確かつ迅速な台帳作成のために必要不可欠であり目的も公益に資するものであると認められると思われれます。個人情報の保護も徹底されるということ。また、今、再度確認させていただきましたが支援団体における情報管理をしっかりしていただけるということですので本審議会の意見としては妥当としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

## ② 子ども・子育て支援新制度実施に伴う福祉情報システムの改修について

こども家庭局子育て支援部振興課から、子ども・子育て支援新制度実施に伴う福祉情報システムの改修について、条例第7条（収集の制限）及び条例第9条（利用及び提供の制限）、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明について、ご質問等がございましたらお願いします。
- 委員 保存年限は5年ですか。
- 振興課 基本的には支給認定が切れてから5年と考えております。ただ、滞納がある場合など、引き続き債権管理をしないといけない場合は消すわけにはいかないのですべてが完結してから5年になります。
- 委員 運用上の保護ということで研修もし、それぞれが個人情報を見れないようにする、気を付ける、ということになっていると思うのですが、それを指導するといったらおかしいのですが、職員の皆さんに、点検じゃないですけど大丈夫ですかという、そういう人はだれか、責任者を決めるのですか、それとも個人におまかせですか。
- 振興課 もちろん個人の意識による部分というのも大分ございますので研修等を通じて徹底するということは当然ですが、組織として情報管理を適正に行わないといけないということですので、基本的には所属長です。これは主に情報を取り扱うのが、区役所のこども家庭支援課こども福祉系の職員になろうかと思えますけれども、こども家庭支援課長が所属長として情報の適正な取扱いに関して責任を負い職員を指導することになろうかと思えます。
- 委員 子育て関連3法の法律が成立して、制度が改革されて、手続きが変わったと。手続きが幼稚園と保育園が別々だったものが一本化されたというイメージですね。効果の中で利用調整という部分が新しく入り、生活保護、虐待、DVといった非常にセンシティブな情報を取り扱って、どの施設に入所させるのが適切かといった判断をするわけですよね。
- 振興課 ここの利用調整は、現行も保育所の入所の申し込みがあった時に、入所要件があるかどうかの判断や優先順位にしたがって、定員オーバーした場合にどの子を優先的に保育所に入所させるかというような審査を行っております。入所調整につきましては、引き続き同じような形で、保育を必要とするお子さんについて保育の利用の申し出があった時に審査を行うということで、その際に、優先順位を決めるにあたって、生活保護で保育園に入れることでご両親が就労できて自立につながるかどうか、虐待、DVで緊急に保育園に入所させる必要性があるか、といったようなことが利用調整の要素になってまいります。そういった情報は現行の

保育入所の仕組みでも当然考慮して入所決定してございますけれども、新制度におきましてもこういったことを含めまして利用調整を行うということでございます。

○委員 利用調整といったところでは法改正の前とではそう変わってはいないのですか。

○振興課 調整の手続きとしましてはあまり変わってはいませんが、今回これは今後の検討ですが、点数化の導入ということを検討しています。今まではABCDくらいの大括りの優先順位で入所の選考を行っていましたが、今後、対象施設、対象児童数も増えてくる中で客観性を保ちつつ公平性も向上させるということで、点数の高い順に入所決定していくということかどうかということを検討してまして、システムもそれに対応させていくということを考えております。

○委員 より客観的な指標を設けるということですかね。

○振興課 はい。

○委員 一面きめ細かなとか、個別の特定の特殊事情に応じた指導をすることが可能なのですが、他方、個々の家庭の指導に非常にセンシティブな情報を扱って、行政がかなり家庭の事情に踏み込んでいかないといけないという面もあるわけですよ。その辺センシティブ情報を扱うので慎重にやっていただきたいと思うのですが、他にいかがでしょうか。特に問題はありませんか。それではこの諮問案件について審議会の意見をまとめたいと思います。

子ども・子育て支援新制度実施に伴う福祉情報システムの改修については、子ども・子育て支援新制度への円滑な移行並びに、迅速できめ細かな対応を行うため必要な情報の提供を受け、電算機処理を行うことは必要不可欠であると思われまます。また子どものための教育保育給付事業の申請者である保護者の負担軽減、あるいは当該事業の正確な事務執行を確保することは、公益に資するものであると認められます。さらに個人情報保護も徹底されるということで、答申の結論としましては妥当としたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員 異議なし。



③ 高等学校就学支援金事務に係る電子計算機処理について

教育委員会事務局総務部教育企画課から高等学校就学支援金事務に係る電子計算機処理について条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその趣旨、概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。なお、今回の諮問対象事務のうち、申請者情報の入力事務について既に行われているにもかかわらず、諮問がなされていなかったことについて、経緯の説明と謝罪があった。

○委員 この制度は平成 26 年度の入学の生徒から適用、それまでの 2 年生 3 年生は今まで通りということですか。

○教育企画課 そうです。

○委員 大容量ファイル交換サービスの主体はどこにありますか。

○情報化推進部 情報化推進部から答えさせていただきます。企画調整局情報化推進部の方でそういうサービスを平成 25 年 11 月 1 日から導入させていております。

○委員 他にご質問はないですか。特に問題はございませんか、よろしいでしょうか。答申の方向性をまとめたいと思います。  
高等学校就学支援金事務に係る電子計算機処理については、この全国共通のシステムを利用することにより、認定から実績報告に係る市立高等学校、市教育委員会、県教育委員会の間の一連の事務を迅速円滑に実施する必要があるということで電子計算機処理が不可欠である。個人情報保護の措置も十分になされる予定であるということです。当審議会の結論としては妥当であるしたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

④ 番号法に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検を神戸市個人情報保護審議会の所掌事務へ追加することについて

事務局から番号法に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検を神戸市個人情報保護審議会の所掌事務へ追加することについて、条例第 33 条第 2 項に基づき審議会へ諮問した旨、並びにマイナンバー制度や特定個人情報保護評価の概要等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 マイナンバー法に基づく特定個人情報保護評価を行う上で第三者点検をし

なければいけない、その第三者機関として当審議会を想定して、当審議会の所掌事務としてこの評価を行うようにしてはどうか、そのための条例改正も検討されているということです。新たな当審議会の所掌事務として第三者点検を行うということについてご承認いただけますでしょうか。

○委員 異議なし。

○委員 これをもちまして、第 62 回 神戸市個人情報保護審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。